

環境ガイドライン担当審査役年次活動報告書(2018年度)

1. はじめに

(1) 異議申立手続¹の概要

異議申立手続の目的は、①株式会社国際協力銀行(以下「国際協力銀行」という。)による環境社会配慮のためのガイドライン²(以下「環境社会配慮ガイドライン」という。)及び原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針³(以下「指針」という。)の遵守を確保するため、環境社会配慮ガイドライン及び指針の遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を経営会議に報告すること、並びに②環境社会配慮ガイドライン及び指針の不遵守を理由として生じた国際協力銀行の投融资案件に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、迅速な解決のため、当事者間の合意に基づき当事者間の対話を促進することにあります。

具体的には、現地の住民から、環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン及び原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針に基づく異議申立手続要綱(以下「異議申立手続要綱」という。)に基づき、「環境社会配慮ガイドラインが遵守されておらず、現地で被害が生じている」等の申立があった場合、環境ガイドライン担当審査役(以下「審査役」という。)が独立・中立的な立場から調査を行い、その結果を経営会議に報告します。さらに、当事者間の対話を促す等の活動により、現地での問題の解決に向けて貢献します。

本行異議申立手続制度は、輸出信用機関としては、国際的にも先進的なものであり、経済協力開発機構(OECD)の場で示された国際的な環境配慮ガイドライン「コモンアプローチ」に先行して、2003年10月より導入したものです。

国際協力銀行は、2012年7月に制定した異議申立手続要綱について、2015年1月の環境社会配慮ガイドラインの改訂等を踏まえ、同年に同要綱を改訂しました。また、2017年6月の国際協力銀行の体制変更に伴い同要綱の必要部分につき同月に一部改訂、さらには2017年12月の指針策定に伴い、同月、再度の一部改訂を行いました。

¹ 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン及び原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針に基づく異議申立手続要綱」

<https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/disagree/images/procedure02.pdf>

² 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」

https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2015/02/34813/business_201502147_01.pdf

³ 「原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針」<https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/images/consultation01.pdf>

(2) 年次活動報告書について

この年次活動報告書は、異議申立手続要綱において定められたとおり、毎年度の審査役の活動状況を公表するものです。

2. 新環境ガイドライン担当審査役の就任について

2018 年度については、2018 年 9 月までは、小林寛氏（信州大学学術研究院（社会科学系）経法学部教授）及び島田幸司氏（立命館大学経済学部教授）の 2 名が審査役に着任しておりましたが、同年 10 月、3 名の専門家が新たに環境ガイドライン担当審査役に就任しました。以下は、2020 年 1 月時点にて在任中の 2 名のプロフィールです⁴（五十音順）。

豊永晋輔氏（とよなが しんすけ）

弁護士（大知法律事務所）。

2004 年東京大学法学部卒業、2006 年同大学法科大学院修了後、最高裁判所司法修習を経て 2007 年弁護士登録。2008 年、西村あさひ法律事務所入所（うち 2011 年より 2013 年まで、原子力損害賠償支援機構（当時）に出向）、2015 年より現職。2015 年、米国ノースウェスタン大学法科大学院修了。著書として、『原子力損害賠償法』（信山社、2014 年）などがある。

星野一昭氏（ほしの かずあき）

鹿児島大学産学・地域共創センター特任教授。

1978 年、東京大学理学部生物学科卒業。同年環境庁（当時）入庁後自然保護関連部署等に配属、また外務省在ケニア日本大使館や鹿児島県環境生活部等にも所属。2011 年、環境省にて九州地方環境事務所長／環境大臣補佐官、2012 年に同省大臣官房審議官（自然環境局担当）、2013 年に同省自然環境局長等を歴任。2015 年より現職。産学・地域共創センターでは「鹿児島環境学プロジェクト」を担当。行政官として、国際環境法（生物多様性条約等）や国内環境法令（南極環境保護法等）の制・改定や運用にこれまで従事。

3. 2018 年度活動報告

(1) 異議申立および調査結果等報告書の作成・公表

2018 年度（2018 年 4 月～2019 年 3 月）の異議申立受理件数は、次の 1 件でした。

⁴ 2018 年度におけるもう一人の新審査役就任者である六車明氏（慶應義塾大学名誉教授）は、事情により 2019 年 7 月に退任いたしました。

異議申立受理日： 2018年5月23日
案件名： ハイフォン市火力発電所1及び2プロジェクト
国名： ベトナム社会主義共和国
現在(2020年1月)の状況： 予備調査の結果、却下済

上記案件については申立受理後、予備調査を行い同年9月に申立を却下しました。なお、同異議申立書の送付・提出は実際には前年11月中に申立人により既に行われておりましたが、申立書が国際協力銀行に送達された後に同申立書の審査役への回付漏れが生じ、申立が審査役の認知することとなったのは2018年5月で、その結果、手続きの進行に遅延が生じました。この点について、当時の審査役は遺憾の表明と銀行への再発防止の申し入れを行っております⁵。国際協力銀行は、同年10月に「環境ガイドラインに関する異議申立書の回付漏れに係る当行の対応について」(<https://www.jbic.go.jp/ja/information/news/news-2018/1024-011516.html>)を発出し、再発防止策の実施を表明しました。

その他2018年度中において審査のプロセスが完了していない案件としては、前年度に異議申立を受理したインドネシア共和国・西ジャワ州チレボン石炭火力発電所 Unit 2 案件が存在しておりますが、同申立については、本年度中はインドネシア国内での関連裁判手続きが継続していたため、手続きが暫定的に停止されておりました。

(2) 広報活動

国際協力銀行のホームページ(和文、英文)において、異議申立手続について説明し、審査役のプロフィール等を掲載しています。また、異議申立手続要綱(和文、英文)については、ホームページに掲載し、制度の周知に努めています。

(3) 国際金融機関の異議申立制度等との協議

世界銀行等の国際金融機関においては、異議申立手続及びそれに従った審査組織が20年以上前から逐次導入されており、その名称は機関によって様々ですが、最近では一般に独立アカウントビリティ・メカニズム(IAM)と呼ばれるようになってきています。

そうした状況下、国際金融機関や二国間機関等のIAM同士はいわゆるIAMネットワークを形成し、2004年から情報共有及び意見交換を行うための場として、IAM年次会合を開催しています。その第15回会合が2018年11月13日～14日に米国ワシントンD.C.にて、世界銀行インスペクション・パネル主催で開催され、国際協力銀行の審査役も参加しまし

⁵ 具体的には同申立にかかる通知書(2018年9月11日付)参照のこと(別添)

た⁶。なお、いくつかの新しい国際機関・二国間機関が IAM ネットワークへの参加申請を行い、同ネットワークへの参加機関は引き続き拡大しつつあります。

会議においては、各 IAM からの活動報告及びテーマ毎のセッションが行われました。各 IAM の活動報告では、それぞれの異議申立件数・その他取扱案件の特徴・アウトリーチ活動・人事異動等について報告が行われました。またテーマ毎のセッションでは、各 IAM の異議申立手続の改正状況、ネットワーク内の各種ワーキング・グループの検討結果、ジェンダーに基づく暴力問題、効果的な問題解決プロセス(仲裁・調停等)について等、各種内容が議論されました。

また同 14 日には、インスペクション・パネル設立 25 周年の祝典が世銀本部にて行われ、IAM 会合参加者も同祝典に参加しました。

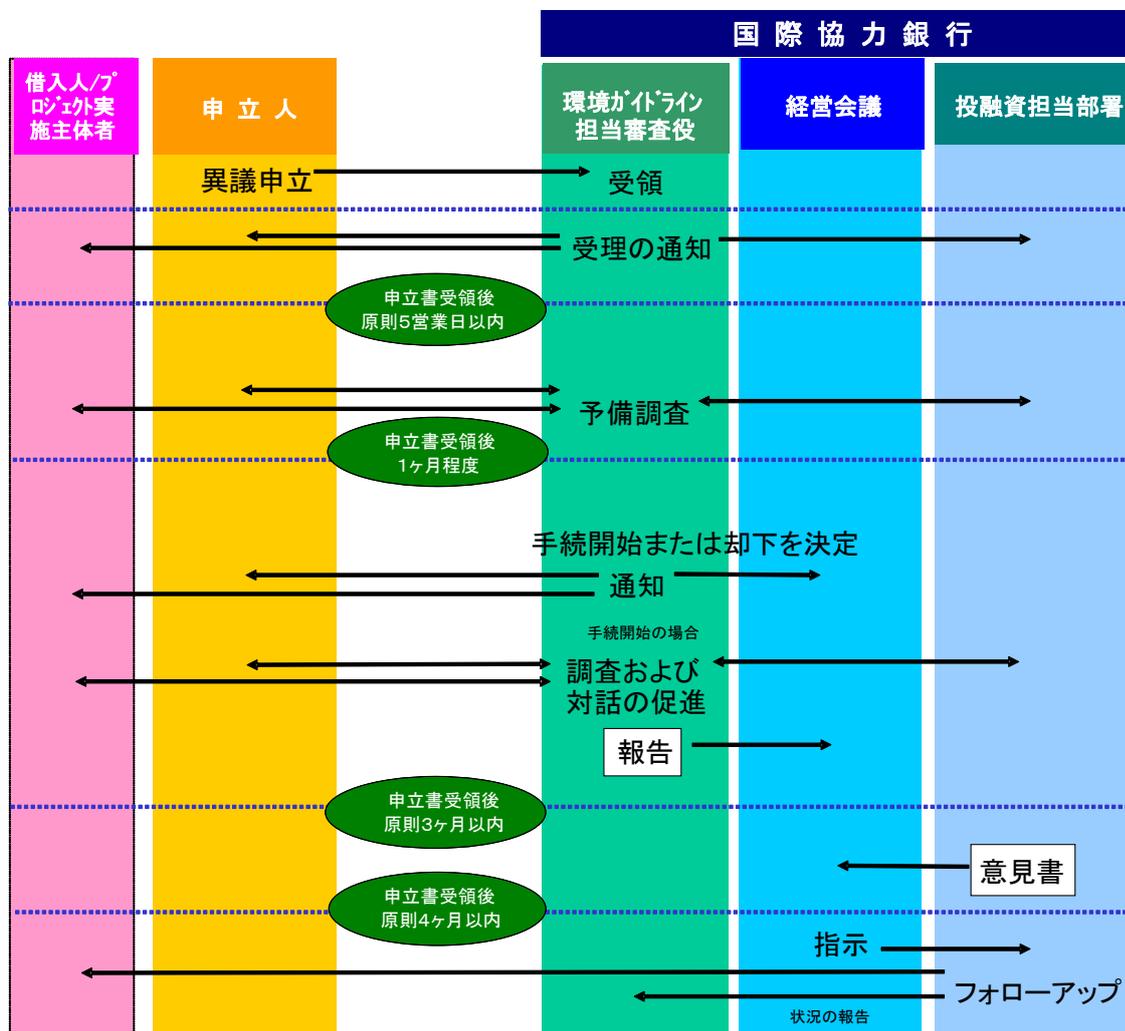
審査役は、こうした活動を通じて、異議申立手続の公正・適正な運用、実務上の留意点等に関する情報共有及び意見交換を積極的に進めています。

以上

⁶ 第 15 回会合正式参加機関(国際協力銀行を除く): 世界銀行インスペクション・パネル、IFC/MIGA コンプライアンス・アドバイザー・オンブズマン、EBRD プロジェクト・コンプレイント・メカニズム、ADB アカウンタビリティ・メカニズム、IDB インデペンデント・コンサルテーション・アンド・インヴェスティゲイション・メカニズム、AfDB インデペンデント・レビュー・メカニズム、CDB プロジェクト・コンプレインツ・メカニズム、NIB オフィス・オブ・ザ・チーフ・コンプライアンス・オフィサー、UNDP アカウンタビリティ・メカニズム、BSTDB インターナル・オーディット、GCF インデペンデント・リドレス・メカニズム、EIB コンプレインツ・メカニズム、OPIC オフィス・オブ・アカウンタビリティ、DEG/FMO インデペンデント・コンプレインツ・メカニズム、AFD エンバイロメンタル・アンド・ソーシャル・コンプレインツ・メカニズム

参考:異議申立の手続

(1)手続の流れ



(2)異議申立書の提出方法

(提出様式) 書面による提出

(郵便宛先) 〒100-8144 東京都千代田区大手町 1-4-1

株式会社国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役

(ファックス番号) 03-5218-3946

(メールアドレス) sinsayaku@jbic.go.jp

(ホームページ) <https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/disagree/procedure.html>

(例)

申 立 書

平成 年 月 日

株式会社国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役 行

(A) 申立人氏名：

(B) 申立人の連絡先：

【代理人がいる場合は以下を記入】

(代理人氏名)

(代理人連絡先)

プロジェクト実施主体への匿名を希望
しますか (いずれかに○をする)

は い ・ い い え

(C) 異議を申し立てる対象の案件：

- ・ 国名
- ・ プロジェクトサイト
- ・ プロジェクトの概要

(D) 申立人に対して生じた重大な具体的被害または将来発生する相当程度の蓋然性がある重大な被害：

(E) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実：

(F) ガイドライン不遵守と被害の因果関係：

(G) 申立人が期待する解決策：

(H) プロジェクト実施主体との協議の事実：

(I) 当行投融資担当部署との協議の事実：

(J) (代理人を介して申立を行う場合) 代理人を介して申立を行う必要性の記載および申立人が代理人に対し授権していることの証憑：

申立人は、本申立書に記載されている事項が全て真実であり、虚偽のない事を約束します。

以 上

(別添)

平成30年9月11日

異議申立人（26名） 殿

株式会社国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役

ベトナム社会主義共和国ハイフォン市火力発電所1および2プロジェクト異議申立
にかかる却下および移送の件

貴殿らの平成29年10月31日付、11月1日付、11月4日付および11月6日付の異議申立（受付番号：1801（平成30年5月23日付受理））については、却下となったことをお伝え致します。

却下の主たる理由は、貴殿らとプロジェクト実施主体および本行投融資担当部署との間に異議申立前の協議の事実が認められないことにございます（ただし、一部の異議申立人については、別添のとおりプロジェクト実施主体との対話に向けた努力を行うことができないやむを得ない事情が認められました）。まず異議申立の前に、プロジェクト実施主体および本行投融資担当部署との協議を行って頂きたい、何卒お願い申し上げます。

なお、貴殿らの異議申立は本行投融資担当部署に移送し、貴殿らのご懸念の事項（環境汚染による健康や生計に対する影響等）について、調査や対話等必要に応じて適切な対応をとるよう申し入れを行います。また、本異議申立の受理が6ヶ月以上遅滞したことについては当審査役としても遺憾に思っており、このような事が再度発生しないよう本行投融資担当部署に申し入れを行いますことを付言いたします。

改めて、本行の異議申立手続にご関心をいただき、ありがとうございました。

以 上

CC : LPSD

検 討 結 果

1. 申立書の形式要件

全ての項目につき日本語、英語または申立人所在国公用語で記載あり。	○
記載が十分でない項目あり。	

(記載が十分でない項目名：)

2. 手続開始要件

(1) 申立人の要件

異議申立はプロジェクト所在国の2人以上の住民によりなされている。	○
異議申立が上記要件を満たさない。	
本人により異議申立が行われていることが確認できない。	

(2) 対象プロジェクト

申立書から対象プロジェクトを特定した結果、当行の投融資案件であることが確認されている。	○
申立書から対象プロジェクトを特定した結果、当行の投融資案件でないことが確認されている。	
申立書から対象プロジェクトを特定できない。	

(3) 期間

融資契約調印後、貸出が終了するまでの期間に異議申立がなされている。	
異議申立受付期間以前に異議申立がなされており、投融資担当部署に移送することが適当。	
貸出終了後に異議申立がなされており、当行のモニタリングに関するガイドライン不遵守が指摘されている。	
貸出終了後に異議申立がなされているが、当行のモニタリングに関するガイドライン不遵守の指摘がない。	○

(4) 申立人に対して生じた具体的被害または将来重大な被害が発生することの相当程度の蓋然性

申立人に対する直接的で重大な被害または将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性について記載あり。	○
--	---

申立人に対する直接的で重大な被害または将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性についての記載がない。	
--	--

(5) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実

不遵守の条項および事実について相当程度合理性が認められる記載がなされている。	○
不遵守の条項および事実についての記載に相当程度の合理性が認められない。	

(6) ガイドライン不遵守と具体的被害の因果関係

因果関係に関する記述は相当程度合理的である。	○
因果関係に関する記述につき相当程度の合理性が認められない。	

(7) プロジェクト実施主体との協議の事実

申立人はプロジェクト実施主体に対話に向けた努力を行っている。	
申立人にはプロジェクト実施主体との対話に向けた努力を行うことができないやむを得ない事情がある。	*A
申立人はプロジェクト実施主体に十分な対話の呼びかけを行っていないため、まず、申立人は対話の呼びかけを行うべきである。	*B

*A：Minh Duc Town に所在する異議申立人 7 名について。

*B：A 以外の 19 名について。なお、平成 29 年 1 月 22 日付けの LPSD からの本行ハノイ事務所代表者との対話を求めるレターにおいて、LPSD は同日時点で異議申立人の代理人であるとは認められなかった。LPSD が異議申立人のうち 4 名の代理人として認められるのは平成 30 年 8 月 13 日以降である。

(8) 当行との協議の事実

申立人は当行投融資担当部署と協議を行っている。	
申立人は当行投融資担当部署に十分な対話の呼びかけを行っていないため、まず、申立人は協議の申入れを行うべきである。	○

*平成 29 年 1 月 22 日付けの LPSD からの本行ハノイ事務所代表者との対話を求めるレターにおいて、LPSD は同日時点で異議申立人の代理人であるとは認められなかった。LPSD が異議申立人のうち 4 名の代理人として認められるのは平成 30 年 8 月 13 日以降である。

(9) 濫用の防止

濫用目的で異議が申し立てられているという懸念はない。	○
濫用目的で異議申立が行われている懸念があり、手続開始は適当でない。	

申立書に重大な虚偽記載が認められる。	
--------------------	--

(濫用目的と思われる根拠・虚偽記載事項を記述：)

以 上